

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年6月24日 |
| 【会社名】 | ブラザー工業株式会社 |
| 【英訳名】 | BROTHER INDUSTRIES, LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小池 利和 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | なし |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | ブラザー工業株式会社 東京支社 (東京都中央区京橋三丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 小池 利和は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有している。当社グループの内部統制は、平成19年2月企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して整備及び運用をしている。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（1）評価の基準日と準拠した基準

当社グループは、連結会計年度末日である平成22年3月31日を基準日として、内部統制の評価を行った。財務報告に係る内部統制の評価をするに当たり、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

（2）評価の手続

当社グループは、全社的な内部統制、IT全般統制、及び決算財務報告プロセスのうち、全社的な観点での評価が必要と考えられる内容に関しては、「実施基準」に示された内部統制の基本的要素の整備及び運用状況を評価した。

業務プロセス統制に係る内部統制の評価手続は、財務報告の虚偽記載リスクを低減するために、取引の網羅性の確保、重複計上や漏れの防止、計上金額、期間帰属、勘定科目の正確性の観点から統制上の要点を識別し、その有効性を評価した。

内部統制の整備及び運用の評価に際しては、まず、各事業拠点が自己点検を実施し、その結果に対し内部監査部門が独立的評価を実施した。

（3）評価の範囲

当社グループは、全社的な内部統制、IT全般統制、及び決算財務報告プロセスのうち、全社的な観点での評価が必要と考えられる内容に関しては、財務報告に対する影響の重要度が僅少な事業拠点を除き、全ての連結会社を評価の対象とした。質的重要性の高い引当金や繰延税金、減損、たな卸資産やデリバティブ時価評価等の業務を決算財務報告プロセスの一部として個別に評価の対象にした。

それ以外の業務プロセスで、当社グループの事業目的に大きく関わる販売、購買、在庫、製造の各プロセスを基幹の業務プロセスと定め、重要な事業拠点において評価の対象とした。全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、金額的な重要性より、売上高、売上原価、売掛金、買掛金、たな卸資産を指標とし概ね70%以上になるように重要な事業拠点を選定し、かつ、当該事業拠点が行う業務プロセスの中から財務報告に対する金額的影響が大きいプロセスを評価対象とした。

なお、評価手続の実施結果及び評価対象範囲は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会に報告し承認を得た。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成22年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。